

道路の橋梁等の老朽化対策にかかる 個別補助制度(道路メンテナンス事業補助制度)の創設

- 道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業(橋梁、トンネル等の修繕、更新等)に対し、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設する。

■ 道路メンテナンス事業補助制度の創設

○ 概要

高度経済成長期に整備した道路施設の老朽化が急激に進んでおり、例えば橋梁では、建設後50年経過する橋梁の割合が、現在は25%であり、10年後には50%に急増する。

平成26年度から平成30年度までの一巡目の点検において、次回点検までに措置を講ずべき橋梁は、全体の約1割(約7万橋)存在する。

このうち、点検結果を踏まえて平成30年度までに修繕に着手した橋梁は、地方公共団体管理で20%にとどまっており、措置が遅れている状況となっている。これらに対して、早急に対策を実施できるよう地方に対して計画的かつ集中的に支援を行う必要がある。

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定・公表
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた事業を支援
(国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工(発注)の実施と工事の平準化を図る。)

長寿命化修繕計画

〇〇市

橋梁

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容

・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【橋梁】

〇〇市

トンネル

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容

・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【トンネル】

〇〇市

道路附属物等

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容

・施設名・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用 等



【道路附属物等】

道路メンテナンス事業

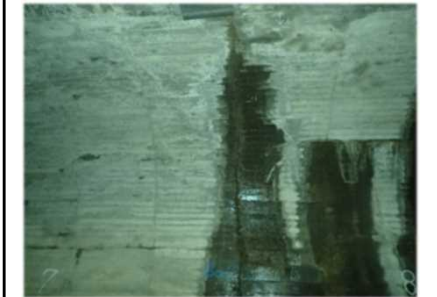
- 地方公共団体が管理する橋梁、トンネル等が対象

橋梁の例



損傷状況(鉄筋露出)

トンネルの例



損傷状況(うき・漏水)



修繕の様子(断面修復)



修繕の様子(剥落対策)

令和2年度からの撤去に係る補助要件の見直し

○ 令和2年度より、地方公共団体への財政支援における撤去の事業要件の見直しを実施

<R1以前>

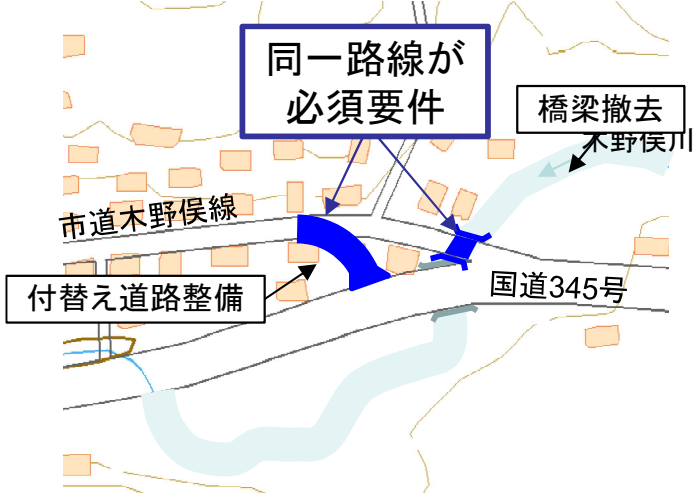
①集約化撤去

修繕又は更新する施設と一体的に実施かつ修繕又は更新する施設と同一路線上に存在する施設の集約化・撤去のみが対象

【集約先が同一路線上の施設であることが必須】

R1以前

同一路線上の集約化撤去



<R2見直し内容>

①集約化撤去の要件緩和(集約先路線の条件撤廃)

複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去(集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る)

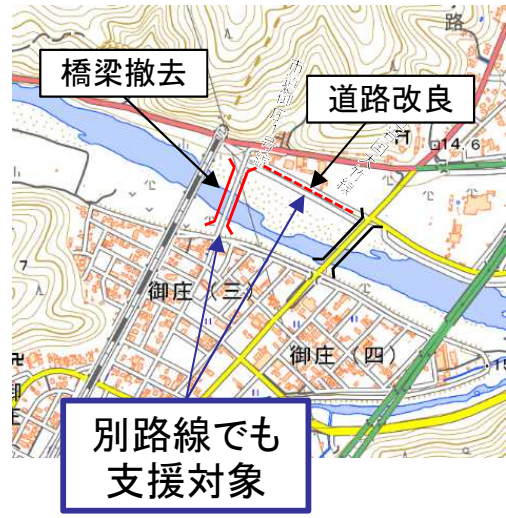
【集約先が同一路線上の施設でなくても対象】

②横断歩道橋等の単純撤去(新規追加)

利用者の著しい減少した横断歩道橋等において、横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去(改築または修繕と同時に実施する場合に限る)

R2以降対象

別路線の集約化撤去

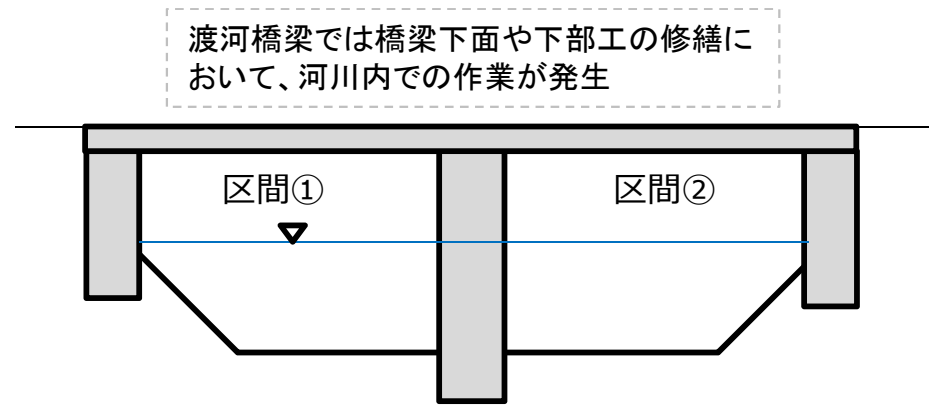


横断歩道橋等の単純撤去

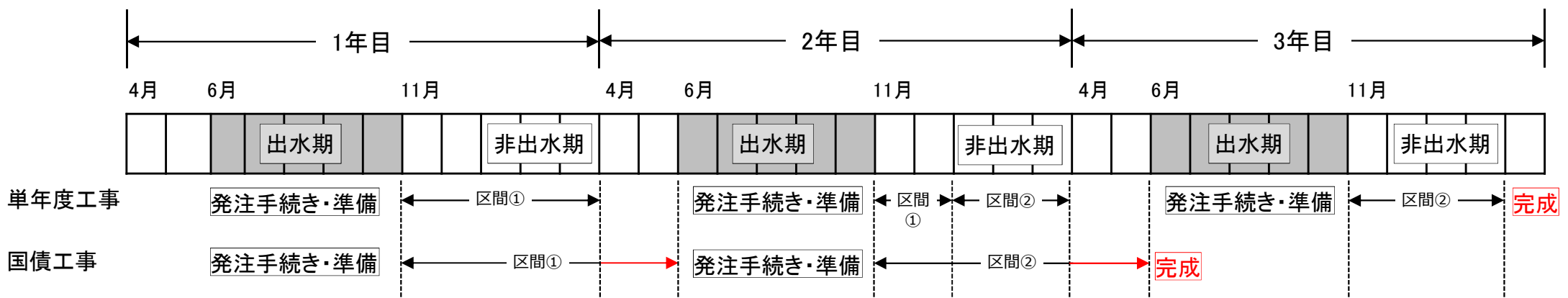


平準化予算(工事国債)が必要になる事例

- 橋梁の修繕工事においては、河川協議において非出水期(通常11月～5月)での施工を条件とされることが多い。
- そのため、年度内の施工が困難となり、次年度以降に分けて施工するものがある。
⇒ 工事国債の設定により、適正工期が確保でき、効率的な施工が可能。



<工事期間の例>



- 単年度工事では施工期間が11月から年度末(3月)までに制約されるが、国債工事では連続して5月までの施工が可能のため、円滑な進捗が図られ、工事本数の減少、コスト縮減も可能。